

「措置制度から契約制度へ」

進路指導部

日本では現在、「施設福祉」から「在宅福祉」「地域福祉」への移行が成されています。これは、福祉施設に収容してサービスを提供する方式から、誰もが住み慣れた家庭・地域社会に住み続けられるようサービスを提供する方式に変わってきた事を意味します。

そして、障害のある人も、ない人も、社会の一員として互いに尊重し支え合いながら地域の中で共に生活する社会の実現を目指しているからなのです。

この様な変化の中で、個々のニーズに応えるべくサービスも多様化し、国の財源（税収入）も減少した事も重なって、2003年からは、自ら選択し自ら決定できるように措置制度から契約制度（支援費支給制度）へと移行されていくことになります。

構造改革により、市区町村が利用者に「支援費」を支給し、利用者はそれに「自己負担分」を加えて、サービス「利用料」を事業者に払います。つまり、利用者がサービスを選び、それを買い取る主体になります。

ですから、福祉についても物品の購入の一般的な考え方と同様に、自己選択、自己決定をするということで、状況によっては自己責任、契約不成立のことを考えて行かなければならないのです。

2003年から制度が変わりますので、地域で今後も安心して暮らしていく為にも、利用者が一番適しているサービスに関する情報収集をしていただきたいと思います。福祉事務所にその情報は沢山あります。その際、各地域によってサービスの内容が異なりますので、ご留意下さい。新しい制度と上手に付き合ってください。

